



組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2024年2月 VOL. 91

<http://accumulation.or.jp>

組合員の皆様へ

寒い気候が継続しておりますので、引き続き防寒対策をしっかりと行うようお願いいたします。コロナ感染症、インフルエンザが流行しておりますので、うがい、マスク着用、手洗い、換気、3密の回避等の感染症対策を徹底願います。

【再度・重要】建設業の技能実習における受入れ基準の強化

2020年1月1日より建設業の技能実習における受入れ基準が強化されております。

- ①建設業法第3条許可を取得していること
- ②月給制の採用
- ③建設キャリアアップシステムへの登録、企業は事業者IDを取得していること

(技能実習計画認定申請時に「事業者ID」を明らかにする書類が必要になります。)

現在、実習生を受け入れている企業、上記①②③の要件を満たさない場合は、新規の受入れができませんので、ご注意ください。

**※技能実習生1号は2号移行時までには必ず建設キャリアアップシステムに登録完了すること
技能実習計画認定申請時に技能実習生の建設キャリアアップシステム技能者IDを明らかにする書類、建設キャリアアップカードの写しが必要になりますので、登録完了していないと、2号の実習計画認定が下りません。ご注意ください。**

また2022年4月1日、以下の改正が適用となりました。

④受入れ人数枠の設定強化

実習生の受入れ人数は、常勤雇用者数を超えないこと。

但し、優良な実習実施者及び一般監理団体の場合はこの基準は適用されません。

外国人技能実習制度の見直し

2023年11月30日に技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する有識者会議は現行の技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を設ける事を柱とした最終報告書を纏め、公表しました。

これまで原則出来なかった、別の企業に移る転籍を、1年以上働いた上で一定の技能と日本語の能力があれば同じ分野に限り認めるとしています。厳しい労働環境を長期間強いることが相次ぐ実習生の失踪の原因になっている等の批判を踏まえ、外国人が働きやすい環境を整える狙いがあります。

一方、制度の見直しにより、地方から賃金が高い都市部への人材流失が加速し、地域経済の停滞や人手不足による企業倒産を招きかねないという懸念も出ています。政府は今年の通常国会に関連法案を提出したい考えですが、制度設計では転籍の具体的な条件が焦点の一つになると思われます。

*** 詳細は添付資料をご参照願います。**

実施状況報告書について

2023 年度（報告対象期間 2023. 04. 01～2024. 03. 31）の「実施状況報告書」

（省令様式第 10 号）は 2024 年 4 月末までに必ず組合までにご提出をお願いします。

報告事項は以下の通りです。

- * 技能検定受検状況
- * 実施体制
- * 労働条件
- 1. 実労働日数
- 2. 所定内実労働時間数
- 3. 超過実労働時間数
- 4. きまって支給する給与額（超過労働給与額を含む）
- 5. 賞与、期末手当等特別給与額
- 6. 控除額（食費、住居費、税・社会保険料、その他）
- 7. 昇給率
- * 行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者または事務局までにお問い合わせ頂くようお願いいたします。

※様式は機構のホームページ https://www.otit.go.jp/youshiki_03/ からダウンロード ことができます。

犯罪に巻き込まれないために

近年、犯罪組織が、技能実習生の出身国の国民向けのインターネットの情報や SNS の求人広告、友人や知人等からの勧誘等を使って、甘い言葉で仕事の斡旋や失踪を持ちかけたり、さまざまな犯罪に技能実習生を巻き込んでいる例が見られます。

- ・ 入管法資格外活動違反（不法就労）
- ・ 犯罪収益移転防止法違反、携帯電話不正利用防止法違反
- ・ 犯罪収益移転防止法違反、窃盗罪など
- ・ 私印偽造、詐欺など

実習生を犯罪に加担させないように、別紙リーフレットをご活用・ご注意願います。

別紙、「技能実習生の安全確保へ向けた周知等について（依頼）」、ご周知願います。

緊急連絡先

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	090-7019-4221（尾崎）	080-4434-4152（日水）
	070-3667-8667（杉戸）	090-2323-7188（王）

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させせる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないよう、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- ※国内における就労を通じた人材育成にない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定め、育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで)に試験を義務付け。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
- 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
- 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
- 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
- ※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
- ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
- ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用の排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
- 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講/特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(N3等)合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

犯罪に巻き込まれないために

近年、犯罪組織が、技能実習生の出身国の国民向けのインターネットの情報や SNS の求人広告、友人や知人等からの勧誘等を使って、甘い言葉で仕事の斡旋や失踪を持ちかけたり、さまざまな犯罪に技能実習生を巻き込んでいる例が見られます。

技能実習以外の仕事やアルバイト、実習先から失踪して別の仕事をする事

入管法資格外活動違反(不法就労)



帰国するからと言って、これまで使っていた自分名義の銀行口座・預金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他者に譲渡したり売ったりすること

**犯罪収益移転防止法違反
携帯電話不正利用防止法違反**



「ちょっとアルバイトをしてみないか。」と誘われ、ATMで他人名義の口座から現金を引き出すこと。

犯罪収益移転防止法違反、窃盗罪など



他人になりすまして配達伝票に署名したり、他人の宅配便をたまし取ること。

私印偽造、詐欺など



身近に潜む犯罪行為に加担しないで！

こうした仕事は、表向きは簡単で、高額報酬を得られ、すぐに報酬をもらえるなどの好条件の仕事のように見えますが、**すべて犯罪行為**です。

犯罪組織は、技能実習生の皆さんを言葉巧みに勧誘しますので、自らの行為が犯罪になるとの自覚がないまま行っている場合もあります。

技能実習生の皆さんがこのようなかたちで犯罪組織に利用された場合であっても、犯罪行為に加担したとして、**犯罪者として警察に逮捕**されることになり、本来、技能を身につけて、家族の元に無事帰国するはずが、その目的も果たすことができずに、**強制送還**等の対象となるという不利益が生じます。

このような犯罪に巻き込まれないように注意してください。

もし、こうした行為を見聞きしたら、**警察に通報**してください。

令和5年12月28日

監理団体
実習実施者 各位

外国人技能実習機構

技能実習生の安全確保へ向けた周知等について（依頼）

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染対策に係る入国制限が廃止され、本邦に入国し在留する技能実習生の増加に伴い、技能実習生に関する事故等が増加することも懸念されるため、実習時間中のみならず、私生活においても安全を確保することが重要です。

このため、監理団体及び実習実施者の皆様におかれましては、下記の事項を生活指導員と技能実習生との日頃のコミュニケーションの中で、周知・注意喚起していただき、技能実習生の安全確保に配慮くださいますよう、お願いいたします。

また、技能実習生に渡しております技能実習生手帳や、技能実習生手帳アプリには有益な情報が掲載されておりますので、技能実習生への生活指導等に積極的に御活用いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 交通事故の防止について

下記（1）から（3）のとおり、交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努める。

（1）基本的な交通ルール

歩行者は右側通行、自動車や自転車、自動二輪、原動機付自転車は左側通行であり、信号機と道路標識に従う。

（2）歩行者の交通ルール

歩行者は歩道や路側帯のあるところでは、これらを利用するとともに、道路を横断する際には信号機のある交差点や横断歩道を横断する。

（3）自転車の交通ルール

自転車は車道を左端に沿って一列で通行するとともに、乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされていることに留意する。また、二人乗りや夜間の無灯火、飲酒運転等はしない。

2 転落や水難事故等の防止

山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意する。

例えば、遊泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、基本的な事故等の防止に努める。

3 心身の健康管理

日頃から体調管理に努めるとともに、体調に問題のある場合には早期に病院での受診を心がける。